

## 原因・課題等の考察から再発防止策に関する論点①

## ○ 第2回調査検証委員会の議論から

・市がまとめた報告書の記述は、事務処理が適切に行われていなかったことによる、被保護者の権利を侵害していたことが見えにくいものになっている。本来支給されるべき額が支払われなかったということは、生活保護が最低生活費の保障であるという観点からとらえて、生存権に対する人権侵害と捉えることができる。そうした事態を生じさせてしまった、職員の倫理観に対する記述も薄い。コンプライアンスが適切に行われていなかったことに関する認識が重要である。

## ○ 原因・課題等

職員の倫理観、コンプライアンス意識を向上する取り組みが行われていなかったことが問題である。

## ○ 再発防止策に関する論点

## ① 倫理綱領の策定、コンプライアンスを確立する取り組みの必要性について

生活保護制度の最も重要な最低生活保障が出来ていなかったということについて、職員の倫理観の向上と組織のコンプライアンスの向上のために、具体的にどのように取り組むべきか。

## ○ 具体的な取り組み等の議論

## 原因・課題等の考察から再発防止策に関する論点②

### ○ 第2回調査検証委員会の議論から

・ケースワークと事務の業務の関係について、ヒアリングでも、市の報告書でも述べられている。そこでのケースワークとは何を指すのか。人によってケースワークと言っていることが一致していないのではないか。事務は明確であるが、ケースワークは人によって異なる。生活保護のケースワークの標準的なあり方については全国的にも議論があり、厚労省も明確に示しているわけではない。ケースワークといって、仕事をした気になってしまい、事務の遅れが生じていたのではないか。

### ○原因・課題等

ケースワークをすることにより、事務の遅れが生じてしまったことが問題である。

### ○ 再発防止策に関する論点

#### ②ケースワーク（相談援助）と事務の標準的なあり方、一定の指針を示す必要性について

国立市が考えるケースワーク（相談援助）、事務とは、どのようなものを管理職も含めた職員全体が共有して、生活保護行政に取り組むためには、具体的にどうすべきか。

### ○ 具体的な取り組み等の議論

## 原因・課題等の考察から再発防止策に関する論点③

### ○ 第2回調査検証委員会の議論から

・そもそもケースワークとは何かという研修を行っているのか。新規で配属された場合に、生活保護とは何かという研修を行っているのか。簡単な業務でも都度ごとに確認をすることは時間を要し、作業が遅れることにつながる。適切な研修を行っていれば防ぐことができたのではないかと。他の自治体の例を聞いても、半日程度の研修ですぐに業務を行うということはありません。あまり聞いたことがない。わからないまま業務を行い、わからない時に聞くことができない。そうしたものが積み重なったことにより、事故が生じた面もあったのではないかと。

### ○ 原因・課題等

職員の研修、教育体制が整っていなかったことが問題である。

### ○ 再発防止策に関する論点

#### ③ 研修、教育体制を整備する必要性について

研修・教育体制が不十分な状況を改善し、新しく配属された職員が基礎的な知識を学び業務に取り組むための仕組み作りをどのようにすべきか。

### ○ 具体的な取り組み等の議論

## 原因・課題等の考察から再発防止策に関する論点④

### ○ 第2回調査検証委員会の議論から

- ・ 今回の問題の原因は、上司が忙しいなどの理由で、CWの課題を共有化できなかったことにあるのではないかと思います。
- ・ ヒアリング内容を見ると、管理する側は、時間外勤務を行っているので、何とか回っているという風に感じていた。一方で、CW、SVは、業務があふれていたと感じていた。このズレはなぜ生じたのか。
- ・ 異動になった時に、未処理であるということを明示した引き継ぎはなされていたのか。

### ○ 原因・課題等

それぞれの業務の状況を共有していない組織であったことが問題である。

### ○ 再発防止策に関する論点

#### ④それぞれの業務を適切に管理することができる、仕組み、風土づくりの必要性について

職員個人が抱える問題を組織全体で把握できる仕組み作りをどのようにしていくか。業務量、重要性、処理期間等を組織的に把握し、効率化を図るにはどのようにしていくか。状況を発信する職員意識の向上だけでなく、自然に状況を発信できる仕組みをどのように作っていくか。

### ○ 具体的な取り組み等の議論

## 原因・課題等の考察から再発防止策に関する論点⑤

### ○ 第2回調査検証委員会の議論から

・業務の問題と量の問題はリンクしている。1CWあたり100世帯は適切だったのか。標準世帯は80世帯である。世帯数は、自治体の裁量であるとは言え、業務が回ることが前提である。回らないのであれば、80世帯として、その上でソフト面の事務改善を図る必要があるのではないか。

### ○原因・課題等

業務が回らないにも関わらずCWあたりの世帯数が、標準世帯に比して多かったことが問題である。

### ○ 再発防止策に関する論点

#### ⑤人員体制の見直しの必要性について

仕事の量、進め方を検討する上で、社会福祉法に規定されている地区担当員の標準数を満たしていない状況を前提に議論を進めるのではなく、国立市として標準数の考え方をどのように整理していくべきか。

### ○ 具体的な取り組み等の議論